明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**七六）　一

〔告示〕

○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ニ及び第二号の規定に基づき、化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産大臣が定める要件を定める件（**農林水産**二一五九）　二

○肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第四号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件（**同**二一六〇）　四

○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一三五〇）　六

○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（**同**一三五一）　八

○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（**同**一三五二）　一〇

〔公告〕

裁判所
破産、免責、再生関係　諸事項　二

特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三

会社その他
会社決算公告　五

省令

○農林水産省令第七十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月五日

農林水産大臣　野上浩太郎